

短期入所療養介護 運営規程

（事業の目的）

第1条 吉賀町が開設する介護医療院（以下「施設」という。）が行う指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員、医師、薬剤師、理学療法士、栄養士、介護支援専門員、支援相談員及びその他の従業者（以下「看護職員等」という。）が要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対して、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設の看護職員等は、要介護者（要支援者）の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１）名 称 よしか介護医療院
- （２）所在地 島根県鹿足郡吉賀町六日市 368 番地 4

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- （１）管理者…1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （２）従事者
 - 医師…常勤換算で0.5人以上（常勤兼務、管理者含む）
 - 薬剤師…常勤換算で0.1人以上（常勤兼務）
 - 看護職員…常勤換算で8.8人以上（常勤専従、非常勤専従）
 - 介護職員…常勤換算で8.8人以上（常勤専従、非常勤専従）
 - 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士…3人以上（常勤兼務）
 - 管理栄養士…1人以上（常勤兼務）
 - 介護支援専門員…1人以上（常勤専従）

（事業の内容）

第5条 サービスの内容は、以下のとおりとする。

- （１）医療及び看護
- （２）食事の提供
- （３）入浴、排せつ等介護

- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康・栄養管理
- (7) 相談、援助
- (8) 送迎

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は吉賀町とする。

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所療養介護サービスが法定代理受領であるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

2 その他の費用

施設は前項の支払を受ける額のほか、別表「料金表」に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

3 施設は、前項に記載された費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

(施設利用に当たっての留意事項)

第8条 看護職員等は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 看護職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 療養生活の規則は施設の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないようにする。

(非常災害対策)

第9条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止)

第10条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、介護職員その他の従事者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに吉賀町へ通報し、吉賀町が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第11条 施設は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 施設における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 施設における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 施設において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(医師の宿直体制)

第12条 施設は、医療機関併設型介護医療院であり、同一敷地内にある病院との連携が確保されており、利用者の病状が急変した場合に当該病院の医師が速やかに診察を行う体制が確保されているため、医師の宿直配置は行わないものとする。

(事故発生時等の対応)

第13条 施設は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

3 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、協力医療機関又は、他の専門的機関での診療を依頼する。

(記録の整備)

第14条 施設は、看護職員等、施設及び設備構造並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(苦情処理)

第15条 施設は、利用者やその家族からの苦情の申し出があった場合は、迅速、適正に対処するため苦情を受け付けるための窓口を設置する。

(サービスの取扱方針)

第16条 施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。なお身体拘束その他

利用者の行動を制限した場合はその理由を記録する。

（その他運営についての留意事項）

第17条 施設は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後3ヶ月以内

（2）継続研修 年2回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は施設管理者が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から一部改訂する。

この規程は、令和7年8月1日から一部改訂する。

料 金 表

種類	内容	利用者負担額
居住費：多床室 (光熱水費)	光熱水費相当をいただきます。 基準費用額 1日 697円	介護保険負担限度額認定を受けている方 第1段階：0円 第2段階：430円×日数 第3段階①：430円×日数 第3段階②：430円×日数 第4段階：697円×日数
よしか介護医療院 食費 (食材費、調理費)	食材料費及び調理費相当をいただきます。 1日 1,850円 (経管栄養の場合、1,445円) 食事時間 朝食 8時～ 昼食 12時～ 夕食 18時～	介護保険負担限度額認定を受けている方 第1段階：300円×日数 第2段階：390円×日数 第3段階①：650円×日数 第3段階②：1,360円×日数 第4段階：1,850円×日数 (経管栄養の方：1,445円×日数)
短期入所療養介護 食費 (食材費、調理費)	食材料費及び調理費相当をいただきます。 1日 1,850円 (経管栄養の場合、1,445円) 食事時間 朝食 8時～ 昼食 12時～ 夕食 18時～	介護保険負担限度額認定を受けている方 第1段階：300円×日数 第2段階：600円×日数 第3段階①：1,000円×日数 第3段階②：1,300円×日数 第4段階：1,850円×日数 (経管栄養の方：1,445円×日数)
健康診断	年に一度、健康診断を行います。	実費負担
理髪	久保理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。	別紙料金表参照
日常生活品の購入 代行	利用者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設内の売店で購入の代行を行います。	実費負担
私物修理費	個人の車椅子等の修理を行います。	実費負担
テレビ	テレビをご視聴していただけます。	1日 220円
その他	※日常生活に必要な物品(オムツを除きます)につきましては、ご入所の方の金額負担となっていますのでご了承ください。 ※なお、日常生活に必要な物品(オムツを除きます)につきましては、別紙入所時に必要な物品一覧表をご確認のうえ準備していただきます。 ※当施設の医師で対応できる日常的な医療・看護につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、手術等急性期治療のための医療、歯科、精神病院での医療につきましては、医療保険適用により、別途自己負担をしていただくことになります。	